



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

\*28 根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則..... 1

\*29 根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則..... 1

### ○ 告示

1380 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 1

1381 道路の区域変更 (道路保全課)..... 2

1382 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 2

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第28号

根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則を次のように定める。

令和2年11月6日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則

根来寺遺跡展示施設設置及び管理条例(令和2年和歌山県条例第33号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年11月21日とする。

### 和歌山県教育委員会規則第29号

根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則を次のように定める。

令和2年11月6日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約の一部の施行期日を定める和歌山県教育委員会規則

根来寺遺跡展示施設の管理事務の委託に関する規約の附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年11月21日とする。

## 告示

### 和歌山県告示第1380号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和2年11月26日まで縦覧に供する。

令和2年11月6日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 申請年月日  
令和2年10月26日
- 名称  
特定非営利活動法人WITH DOG
- 代表者の氏名  
徳丸希和
- 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市朝日326番地7
- 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民に対して、動物愛護に関する事業を行い、動物と人間の共生を推進することを目的とする。

**和歌山県告示第1381号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 田辺白浜線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市新庄町字西橋谷2番38地 先から同市新庄町字田鶴1564番 5地先まで	旧	8.60 } 15.70	1,636.10	
同上	新	8.60 } 15.70	1,636.10	
同上	新	6.40 } 46.70	5,521.50	

**和歌山県告示第1382号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 施行者の名称  
橋本市
- 都市計画事業の種類及び名称  
橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道
- 事業施行期間  
自 昭和59年3月13日  
至 令和6年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号、平成30年和歌山県告示第366号及び令和2年和歌山県告示第274号の事業地に、和歌山県橋本市山田、吉原及び出塔の一部を加える。